

茨城県地域防災計画改定委員会設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災での課題等を踏まえ、茨城県地域防災計画の改定を行うため、専門的見地からの助言を得ることを目的として、茨城県地域防災計画改定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、茨城県防災会議条例（昭和37年茨城県条例第58号。以下「条例」という。）第4条に基づき設置する。

(委員)

第3条 委員会に属すべき委員は、条例第4条第2項に基づき、防災会議会長が指名する。

2 委員会に委員長をおき、防災会議会長の指名する委員がこれに当たる。

3 委員長は、委員会の事務を掌理するものとする。

4 委員長に事故があるときは、委員会に属する委員のうち委員長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(検討事項)

第4条 委員会は、次の項目について検討する。

(1) 東日本大震災における検証内容に関すること

(2) 検証結果及び今後の対策に関すること

(3) その他必要な事項

(設置の期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成24年3月31日までとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができるものとする。

(委員会)

第6条 委員会は、第4条の検討を行うため、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じ、部会をおく。

2 部会に属すべき委員は、防災会議会長が指名する。

3 部会に部会長をおき、防災会議会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものが職務を代理する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は生活環境部消防防災課にて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の議事その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月30日から施行する。